



認定NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ（略称 ONCC）

2021年度認定NPO法人「正会員入会」のお願い

平素は、ONCCに温かいご支援ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。
NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジでは、シニアの生きがいと元気づくりを支援し、「高齢者が高齢者を支える社会」に協力しながら、心豊かな地域コミュニティの活性化に、貢献していきます。当カレッジの活動を理解していただき、活動支援の為のお力添えをお願いいたします。

つきましては、地域の多くの皆さまに「正会員新規加入」のお力添えを頂きますようお願い申し上げます。

会員皆さまには、①各学科・公開講座・イベント等を優先的にご参加いただけます。

②カレッジの事業運営に関して、建設的なご意見を期待しています。

2021年度「正会員」にご入会いただけます方は、下記「正会員入会申込書」に年会費3,000円を添えて、ONCC連絡事務所又はお知り合いの役員等にお届願います。会費の振込みの場合は、下記の口座へ振込み後に「正会員入会申込書」を連絡事務所宛に、郵送にてお届けをお願い致します。（赤い「払込取扱票」にて、手数料加入者負担です）

◆ 郵便振込口座番号 0930-6-233423

加入者 NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ

認定NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ 事務局宛

2021年度認定NPO法人「正会員入会申込書」

私は、認定NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジの定款による、「正会員への入会」を申込みます。

年 月 日

フリガナ		ONCC 受講生 一般 (○印記入下さい)	
氏名			
生年月日	昭和 年 月 日	男 ・ 女	
郵便番号	〒		
住所			
TEL		携帯電話	
FAX			
Eメール			

領 収 書

様

2021年 月 日

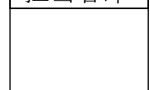
金3,000円也

但し、2020年度NPO法人「正会員」の年会費を領収いたしました。

認定NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ

連絡事務所 大阪府豊中市本町1-13-19 長尾第1ビル TEL 06-6151-4461

担当者印



寄附のお願い

平素は、ONCC正会員入会、継続に温いご支援ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

会員増強をお願いします傍ら、私たち大阪府北部コミュニティカレッジは、設立の理念・趣旨「助け合い・ふれあい」と「生涯学習」の実現を目指して「高齢者が高齢者をサポートする社会」の仕組みづくりに協力し地域コミュニティの活性化に貢献する活動を続けています。

また、令和元年10月30日付で大阪府4号条例指定NPO法人認証に引続き、令和2年3月2日付大阪府認定NPO法人認証を取得することができました。

これもひとえに皆さま方のご協力のお陰と深く感謝申し上げます。

その理念・趣旨実現のためにも、寄附は重要な活動資源のひとつとなっています。皆様の想いを託した寄附を、是非私たちONCCにも賜りますように心から お願いいたします。

金額 3000円以上

申込方法 豊中連絡事務所へご連絡ください。TEL 06-6151-4461
折返し、払込取扱票(払込料加入者負担)を郵送させていただきます。

ご存知ですか？ 社会貢献で税額控除

府民の方が、大阪府が条例で指定したNPO法人に対して行った寄附金は、
個人府民税の所得割の税額控除が受けられます。

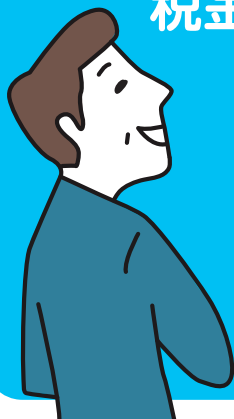
がんばってるNPO法人を
応援したいな！



ここはいい！と思う
NPO法人に寄附



え？ 寄附すると
税金がおトクに？



たとえば、10,000円の寄附で
計算すると4,000円の控除か…

ほんとに
かえてきた！

あなたのやさしさは
かえてきます！



$$\text{控除額} = (\text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000\text{円}) \times 4\%^{\ast 2}$$

※1 総所得金額等の30%が限度

※2 寄附者が指定都市(大阪市、堺市)にお住まいの場合は2%となります。

詳しくは、大阪府 男女参画・府民協働課 府民協働グループまで TEL:06-6210-9320

大阪府 市民公益税制

検索



寄附者の方が税額控除を受けるには

税額控除を受けるには、最寄りの税務署に確定申告を行う必要があります。

- ①寄附をした団体から、必ず寄附金受領証明書等(領収書)を受け取ってください。
- ②毎年1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年2月16日～3月15日までに最寄りの税務署に確定申告を行ってください。(確定申告の手続きについては、国税庁ホームページ等を参照してください。)

たとえば

大阪府の条例指定を受けた認定NPO法人に 10,000円 寄附をすると…



※上記は、お住まいの市町村の指定も受けている認定NPO法人に寄附をした場合。

大阪府内の市町村では、次の36市町村が導入済です。

(それぞれの市町村で要件が異なるため、詳しくはお住まいの市町村へお問合せください。)

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

私たちの活動を応援してください!
大阪府条例指定 NPO法人



特定非営利活動法人Homedoor

ホームレス状態を生み出さない社会を目指し、路上生活から脱出するための就労支援と生活支援、偏見を無くすための啓発活動を行っています。

特定非営利活動法人茨木東スポーツクラブレッツ

総合型地域スポーツクラブとして、子どもから高齢者まで世代を超えた人々とスポーツが楽しめるよう、スポーツ教室やふれあい事業を実施しています。また、東市民体育館の指定管理業務も行っています。

特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ

企業・団体向けのLGBT研修、コンサルティング等を通じてLGBT等の性的マイノリティが働きやすい職場づくりを支援しています。誰もが生きやすい社会づくりを目指します。

特定非営利活動法人大阪NPOセンター

社会的課題解決を目的とした事業活動を創業する個人や団体などの運営のサポートをしています。個人、地縁組織、ボランティア団体、NPO法人はもちろん、企業、大学や行政機関もサポートしています。

特定非営利活動法人プール・ボランティア

市民プールで障がい児や障がい者、高齢者にマンツーマンで水泳指導を行っています。また、障がい者対応研修を活発に行っています。

認定NPO法人大阪府高齢者大学校

生涯学習機関として、高齢者を対象に講座事業を実施しています。また、子ども向けの科学フェスティバルやパソコンお絵かき教室などを実施し、社会貢献に努めています。

NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ

大阪の北部地域を中心に、シニア向けの地域密着型の年度制講座を実施しています。また、地域の様々なイベントに参加し、ボランティア活動の活性化に貢献しています。

条例指定・認定NPO法人 概要説明

R2.3.19

種別	条例指定NPO法人（4号指定） 期間:令和元年10月30日～5年間	認定NPO法人 期間:令和2年3月2日～5年間
根拠法	地方税法(第37条の2第1項第4号)	特定非営利活動促進法
概要	地域における民間公益活動活性化により地域課題の解決促進を図る事を目的に、地域で公益的な活動を実施するNPO法人を条例で指定し、当該法人に対して府民が寄附を行った場合に、 <u>個人府民税の税額控除</u> を行う。	NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人で一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う。 <u>個人へは寄附金控除又は税額控除のいずれかの選択適用が、法人へは特別損金算入限度額の範囲内で損金算入</u> が認められる。
基準[抜粋]	<ul style="list-style-type: none"> ○法人の活動について、積極的かつ適切に情報発信し更新していること ○年3千円以上の寄附者が年平均50人以上 ○様々な団体と協働して、府内の地域課題の解決に向けた活動を行っていること ○運営組織、経理、事業活動内容が適切であること ○情報公開を適切に行っていること ○事業報告書を所轄庁に提出していること <p>下記の[欠格事由]へ該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している ○役員が禁固以上の刑に処せられたり、暴力団の構成員であるとき ○国税又は地方税の滞納処分を受けている ○暴力団又は暴力団の構成員の統制下にあるもの その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○PSTに適合すること(ONCCは「条例指定NPO法人であること」で適合) ○運営組織、経理、事業活動内容が適切であること ○情報公開を適切に行っていること ○事業報告書を所轄庁に提出していること
メリット	<p>条例指定NPO法人に寄附をした場合、原則として、寄附金から2千円を引いた額の「4%」を府民税から控除できる <u>(確定申告が必要)</u></p> <p>【例】 ONCCに「1万円」寄附した場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>$(10,000円 - 2,000円) \times 4\% = 320円$</p> <p>※寄附金の合計額は、総所得金額の30%相当額が限度</p> </div> <p>※大阪府と市町村双方が指定した寄附金の場合は10%が控除されるが大阪府内には市町村が指定した寄附金はない</p>	<p>認定NPO法人に寄附をした場合</p> <p>【個人の場合】 ONCCに「1万円」寄附した場合</p> <p>①所得控除の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>$10,000円 - 2,000円 = 8,000円$ 寄付金控除額</p> <p>※寄附金の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度</p> </div> <p>②税額控除の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>$(10,000円 - 2,000円) \times 40\% = 3,200円$ 税額控除額</p> <p>※1寄附金の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度</p> <p>※2税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度</p> </div>

【法人の場合】

一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められる。

限度額計算式：

①資本がある法人

(期末資本金の額×0.375%+所得金額×6.25%)×1/2

②資本がない法人

所得金額×6.25%

※ 所得金額=所得金額(当期純利益に税務調整をした額)+寄附金の支出額

[参考] 一般の寄附金に係る損金算入限度額

①資本がある法人

(期末資本金の額×0.25%+所得金額×2.5%)×1/4

②資本がない法人

所得金額×1.25%

モデルケース

①資本金の額 2,000万円、所得金額 2,000万円

特別損金算入限度 66.3万円

一般限度額 13.8万円

②資本金の額 1,000万円、所得金額 1,000万円

特別損金算入限度 33.1万円

一般限度額 6.9万円

③資本金の額 300万円、所得金額 0

特別損金算入限度 0.6万円

一般限度額 0.2万円

④資本金の額 0、所得金額 1,000万円

特別損金算入限度 62.5万円

一般限度額 12.5万円